

下水道事業の受益者負担金について

① 概要

下水道は、道路や公園など誰でも利用できる施設とは違い、その利用は下水道が整備された区域に住んでいる方に限られます。そのため、下水道が整備されていない区域の方は、下水道を利用することができません。

下水道の整備費をすべて市の税金でまかなうと、下水道を利用できない人も負担をすることになり不公平が生じます。

こうしたことから、下水道の利用ができる整備区域内の方々に下水道建設費の一部を負担していただく制度が「受益者負担金制度」です。

(根拠法令)都市計画法第75条、地方自治法第224条

伊勢崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例

② 対象

流域関連公共下水道

下水道を使う・使わない(現在浄化槽を使用している場合も同様)にかかわらず、下水道が整備されると、排水設備がある建物にはすべて受益者負担金がかかります。

建物の無い田畑、雑種地などは対象になりません。



③ 受益者負担金について

皆さまの負担区は「**伊勢崎負担区**」といい、単位負担金額は



1単位あたり **182,000 円** です。

対象となる建物の用途に応じて計算方法が違います。次の表のとおりとなります。

建物用途	単位区分	単位数	金額
一般住宅	取付管1本の場合	1単位	182,000 円
	取付管の本数＝単位数(例:取付管2本の場合、2単位の 364,000 円)		
集合住宅	2世帯まで	1単位	182,000 円
	3世帯から4世帯まで	2単位	364,000 円
	5世帯から6世帯まで	3単位	546,000 円
	7世帯から8世帯まで	4単位	728,000 円
	9世帯から10世帯まで	5単位	910,000 円
	以降2世帯ごとに1単位を加算し、20単位を上限とする。		

店舗及び事業所等	300 ㎡未満	1単位	182,000 円
	300 ㎡以上 500 ㎡未満	2単位	364,000 円
	500 ㎡以上 700 ㎡未満	3単位	546,000 円
	700 ㎡以上 1,000 ㎡未満	5単位	728,000 円
	1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	10 単位	1,820,000 円
	3,000 ㎡以上	20 単位	3,640,000 円

※店舗・事業所については、同一敷地内の居住用住居も含め排水設備を有する建物すべての合計延床面積で計算します。

※排水設備のない建物(倉庫・物置等)については、受益者負担金はかかりません。

④ 負担金の納付方法について

本管の工事が終了すると、みなさまの自宅に郵送で納付書が届きます。納入については、次の方法から選んで納付することができますので、本市の取扱金融機関または上下水道局料金窓口または各支所の庶務課にて納付をお願いします。納付期限を過ぎてしまいますと年 14.5% の延滞金が加算されます

(1) 一括納付 : 負担金をまとめて納付する方法です。

この場合は 1 回の納付で終わりになります。

納付期限 5 月 1 日から同月 31 日まで

(2) 分割納付 : 負担金を 5 年で均等に区分し、各年度をさらに 4 期に区分します。

1 年間に 4 期、それを 5 年間で納付していただきますので、計 20 回の

納付になります。料金は一括の場合と同じ金額です。

納付期限 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

第 3 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 4 期 2 月 1 日から同月末日まで

(3) 口座振替 : ご指定の金融機関の口座から、各納期限日に自動的に振替になります。

⑤ 徴収猶予と減免について

受益者負担金は、建物及び受益者の状況によって徴収猶予または減免を受けることができます。

(1) 徴収猶予 : 空家や係争中の建物や、生活困窮者及び災害等で負担金が納めることが困難と認められるときは、負担金が徴収猶予になります。

(2) 減 免 : 学校や幼稚園等の施設については減免を受けることができます。

【問い合わせ先】

受益者負担金について … 上下水道局総務課 料金係

電話:0270-30-1272